

第六次串間市長期総合計画後期基本計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

第六次串間市長期総合計画後期基本計画策定業務委託

2 委託業務の目的

本業務は、「第六次串間市長期総合計画前期基本計画」が令和7年度をもって終期を迎えることから、令和8年度から令和12年度までを計画期間とした「第六次串間市長期総合計画後期基本計画」を策定することを目的とする。

また、人口減少克服・地方創生を目的とした「第二期串間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和7年度をもって終期を迎えることから、令和8年度から令和12年度までを計画期間とした次期「総合戦略」を、「長期総合計画」における重点プロジェクトとして後期基本計画に位置付け、両計画を一体的に策定する。

策定に当たっては、国の地方創生2.0やデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ、「人口ビジョン」についても見直しを行い、目指すべき地域ビジョンを再構築したうえで改訂するものとする。

3 業務の委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 本市の現況把握及び構造の分析

本市及び宮崎県等の既存地域資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、計画策定の基礎とする。

(2) 市民意識調査結果の集計・分析と報告書の作成

後期基本計画策定のための基礎調査として、令和6年度に本市が実施した市民意識調査（調査内容は別添調査票参照）で回収されたアンケートの集計・分析を経て報告書としてとりまとめ、次期計画への反映を行う。

・対象者及び回収された票数

市内在住の18歳以上の市民：716票（配布数は2,000票）

・市民意識調査結果の集計・分析と報告書の作成における作業分担

発注者	受託者
入力したデータ（Excel形式）の提供 調査結果報告書案の検討	自由記述回答部分の整理 単純集計・クロス集計 調査結果の分析 調査結果報告書案の作成と補修正

(3) 現行計画の進捗状況の確認

現行計画の施策ごとに達成度を評価するために、各課等に向けたシート調査を実施する。

シートのフォームの提案や調査結果のとりまとめ等を行うとともに、次期計画への反映を行う。

- ① 長期総合計画前期基本計画
現行計画の施策、目標指標等の進捗・達成状況等を把握し、その効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。
- ② 第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略
第二期総合戦略の具体的な取組の進捗状況やK P I（重要業績評価指標）等の達成状況について把握し、それぞれの効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。
- (4) 主要課題の整理
上記(1)から(3)までの調査結果を踏まえ、第六次串間市長期総合計画後期基本計画の策定に向けたまちづくりの課題について、体系的に整理する。
- (5) 人口ビジョンの検証
現行の人口ビジョンの推計値と実績値の乖離等の分析・検証を行ったうえで、最新の人口データに基づき、将来人口を推計する。
また、推計結果等を踏まえ、委託者の示す方針に基づき、目指す人口、地域社会像等の将来展望を記載した「人口ビジョン」について見直しを行う。
- (6) 第六次串間市長期総合計画後期基本計画案の策定
基礎調査の結果等をもとに計画素案を策定し、事務局との打合せや審議会等での協議・調整を踏まえて修正する。なお、次期「総合戦略」については、「後期基本計画」の中の重点プロジェクトとして位置づける。
- (7) パブリックコメントの実施支援
長期総合計画後期基本計画の庁内案がほぼ確定した段階で行うパブリックコメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。
- (8) 総合計画審議会全体会の運営支援
審議会（3回程度）に出席し、会議資料や議事録要旨の作成などの運営支援を行う。
- (9) 計画書及び概要版の印刷製本
確定した長期総合計画後期基本計画及び概要版の印刷製本を行う。「5 成果品」の仕様に基づき、印刷を行うとともに、ホームページ公開用の PDF データを用意する。
- (10) 連絡調整
業務の円滑な進行のため、常に事務局と綿密な連絡を取るものとする。また、打合せ・協議については、月2回程度の実施を基本とし、必要に応じて随時行うものとする。

5 成果品

- (1) 市民意識調査結果報告書 A4 判出力1部及び電子データ
- (2) 串間市人口ビジョン（改訂版） A4 判出力1部及び電子データ
- (3) 第六次串間市長期総合計画後期基本計画書（総合戦略・人口ビジョンを含む）
A4 判、約150頁、4色、100部
- (4) 第六次串間市長期総合計画後期基本計画書概要版 A4 判、16頁、4色、版下データ
- (5) 本業務関連の電子データ一式（CD-ROMに格納）

※ 各成果品の納品期限については業務の進行に応じて別途指定する。

6 その他

- (1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、串間市個人情報の保護に関する法律施行条例を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。
- (2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、委託者受託者がその都度協議するものとする。